

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
- ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
- ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
- ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



「放課後子ども総合プラン」概要

1 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

2 国全体の目標

- 平成31年度末までに、以下を実施することを目指す
 - ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
 - ・全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

3 事業計画

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

（市町村）

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

（都道府県）

- ・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも可

4 市町村の体制、役割等

- 「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

5 都道府県の体制、役割等

- 管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置
- 放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

① 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化

- 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる
- 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

② 余裕教室の活用促進

- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
 - ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
 - ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る
- 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等
 - ・放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ・活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ・放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

- 全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保
 - ・両事業を小中学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実
 - ・共働き家庭等の児童を含めた全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
 - ・両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要
- 両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める
- 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要
- 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

(5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

- 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- 平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

8 市町村等の取組に対する支援

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

総合教育会議について



「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において設置される教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関

- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

○ 構成員は執行機関である首長と教育委員会。 ○ 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

○ 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。

① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定

② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(例) 耐震化の推進、教職員の定数の改善、福祉部局と連携した総合的な放課後対策 等

③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
(例) いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等

○ 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

○ 総合教育会議は首長が招集。

○ 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。

○ 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。

○ 議事録の作成・公表(努力義務)。

○ その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

放課後対策の総合的な推進

平成26年5月28日
産業競争力会議 課題別会合
厚生労働大臣・文部科学大臣 提出資料

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組む

現状

- 共働き家庭などの児童に対し、**放課後に適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを実施**
平成25年には約89万人が利用

*登録児童数 平成19年:749,478人 → 平成25年:889,205人 / *クラブ数 平成19年:16,685か所 → 平成25年:21,482か所

- また、平成19年から**放課後子どもプラン（放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施）**を開始したが、**十分に進んでいるとは言えない**

- 放課後児童クラブを希望しても利用できなかった児童が存在

※平成19年:14,029人 / 平成25年:8,689人

- 保育所と比べると**開所時間が短い** ※18時を超えて開所しているクラブ:約62%(平成25年) / 保育所:約85%(平成23年)

※平成26年度予算(保育緊急確保事業)に、長時間開所するクラブへの支援のための費用を計上

- ⇒ **就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備を進め、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小1の壁」）を打破する必要**



- 次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要

- ⇒ **共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるようにする必要**

小1の壁の打破

放課後対策の総合的な推進

次代を担う人材の育成

- ◇ **一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備**

- 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
- 放課後児童クラブの拡充
- 放課後子供教室の拡充

- ◇ **民間サービスを活用した多様なニーズへの対応**



放課後子ども総合プランについて

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

「小1の壁」を打破するため、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保

次代を担う人材の育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備

○放課後児童クラブの拡充

- 賃借によるクラブ開設を支援
- 幼稚園等の活用の支援を充実
- 高齢者、主婦等による送迎を支援
- 開所時間の延長を促進
- 女性の活躍の推進等による担い手の確保

○一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

- モデルケースを地方公共団体に提示
 - ※ 一体型でない場合についても、連携のモデルケースを提示する。
- 一体型の整備の支援を充実

○放課後子供教室の拡充

- 全ての児童を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進

※ 国は、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援

次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に基づき推進

学校の余裕教室等を徹底活用

(別紙参照)

■ 放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)

■ 全小学校区(約2万か所)で一体的に、又は連携して実施

➢ 約1万か所以上を一体型とする
(約600か所⇒約1万か所以上)

※ 同じ学校内等で、地域のニーズに応じ、毎日又は定期的に、一体的に実施

※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

※ 全小学校区で放課後子供教室を整備(約1万か所⇒約2万か所)

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

※ 必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせて対応

→ 放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 等



一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のイメージ

ポイント

全ての児童に安全・安心な居場所の確保

- ▶ 共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場を確保
- ▶ 小学校の余裕教室等を活用し、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保
- ▶ 特別な支援の必要な児童にも十分に配慮

次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援を充実

- ▶ 共働き家庭等か専業主婦家庭かを問わず、全ての児童と一緒に体験・活動
- ▶ 地域のニーズや資源を踏まえ、多様なプログラムを提供

学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携

- ▶ 小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、1人1人の児童の状況を共有の上、きめ細かく対応
- ▶ 学校だけでなく、家庭とも密接に連携

一体型のイメージ

放課後児童クラブ（生活の場）

放課後子供教室（学習・体験活動の場）



※ 一体型の中には、放課後子供教室を毎日開催するものと、定期的に開催するものがある
 ※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進等について（ポイント）

- ◇ 学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進に向けて、首長部局と教育委員会の連携を図るための総合教育会議（現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が国会審議中）を活用する。

新たに開設する放課後児童クラブの **約80%**（H31年度末）を小学校内で実施
放課後児童クラブの小学校内での実施率は**約50%**（H25年度）

- 教育委員会が福祉部局と連携しつつ、当事者として、一体型の運営に責任を持つ仕組みづくりの構築を促進
- 両省連名で改めて、放課後子どもプランの活用促進や転用手続きが弾力化されていること等の通知、周知徹底
- 市町村・各学校に設置する協議会（学校関係者・放課後児童クラブ・放課後子供教室などの関係者が参画）において学校施設の使用計画等について検討（学校施設の活用状況等の公表促進なども含む）

※併せて学習プログラムの充実を図る

- ・ 全ての子供を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- ・ 大学生、企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進
- ・ 図書館・体育館などの利用促進のため、図書ボランティア・スポーツ活動ボランティア等の配置

～一体的な、又は連携によるモデルケース(例)～
(現時点における整理)

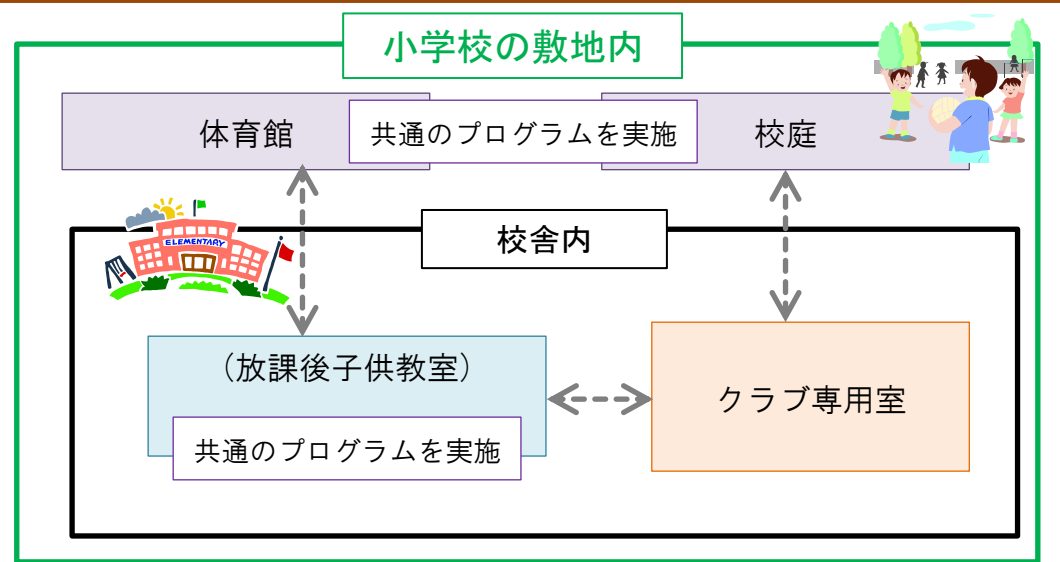
一体型のモデルケース例

- : 放課後児童クラブ専用室
- : 放課後子供教室の活動場所
- : 一時的な利用

I. モデルケース <学校の余裕教室等を利用>

- 学校の余裕教室等を利用して、1部屋以上を放課後子供教室、1部屋以上を放課後児童クラブの専用室とする。
- 放課後子供教室の活動場所で共通のプログラムを実施。

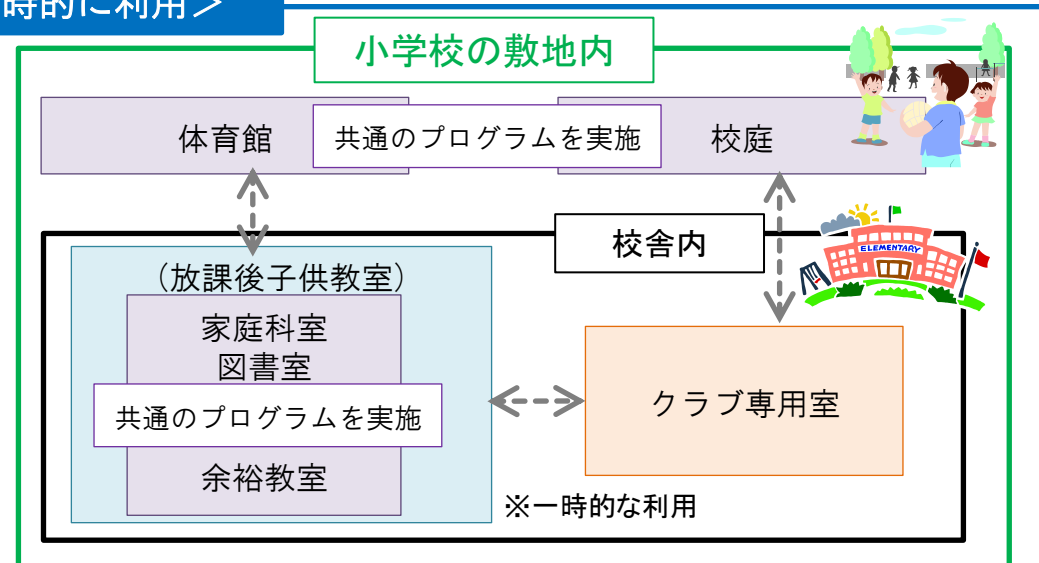
[実施例] (毎日開催型) 東京都世田谷区の事例



II. モデルケース <学校の特別教室と余裕教室等を一時的に利用>

- 学校の余裕教室等を1部屋以上利用して、放課後児童クラブの専用室とする。
*放課後児童クラブの活動場所も、学校の教育活動で活用する場合あり。(一時的な利用)
- 放課後子供教室は、特別教室や図書室、体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して、共通のプログラムを実施。

[実施例] (毎日開催型) 大阪府茨木市の事例
(定期開催型) 愛知県東海市の事例
山口県周南市の事例



※専用の活動場所がある場合も、学校の特別教室や図書室、体育館、校庭等のスペースなど、一時的な利用を積極的に促進

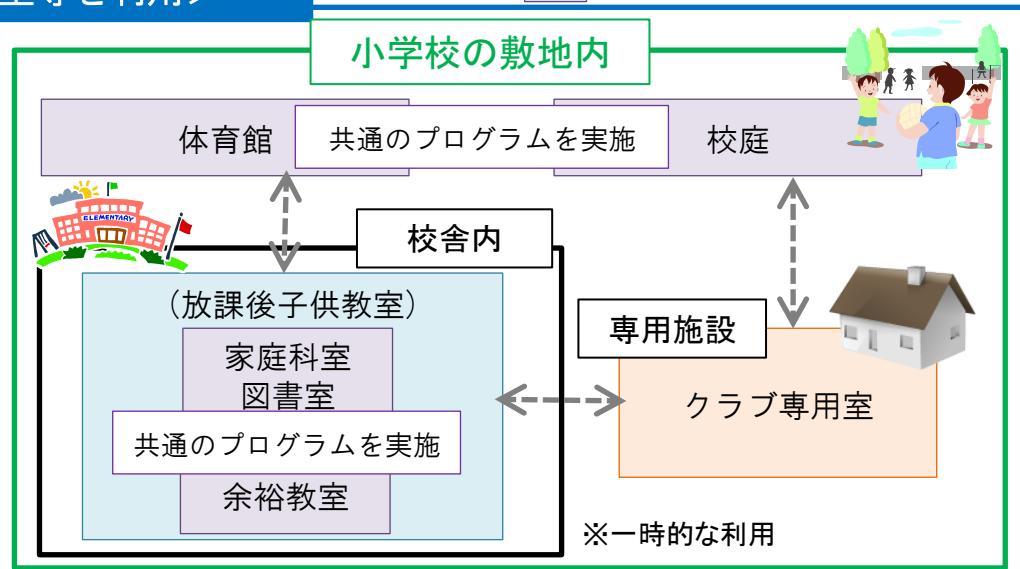
一体型のモデルケース例

- : 放課後児童クラブ専用室
- : 放課後子供教室の活動場所
- : 一時的な利用

Ⅲ. モデルケース <学校施設内の専用施設と特別教室等を利用>

- 学校敷地内の専用施設を使用して、放課後児童クラブの専用室とする。
- 放課後子供教室は、特別教室や図書室、体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して共通のプログラムを実施。

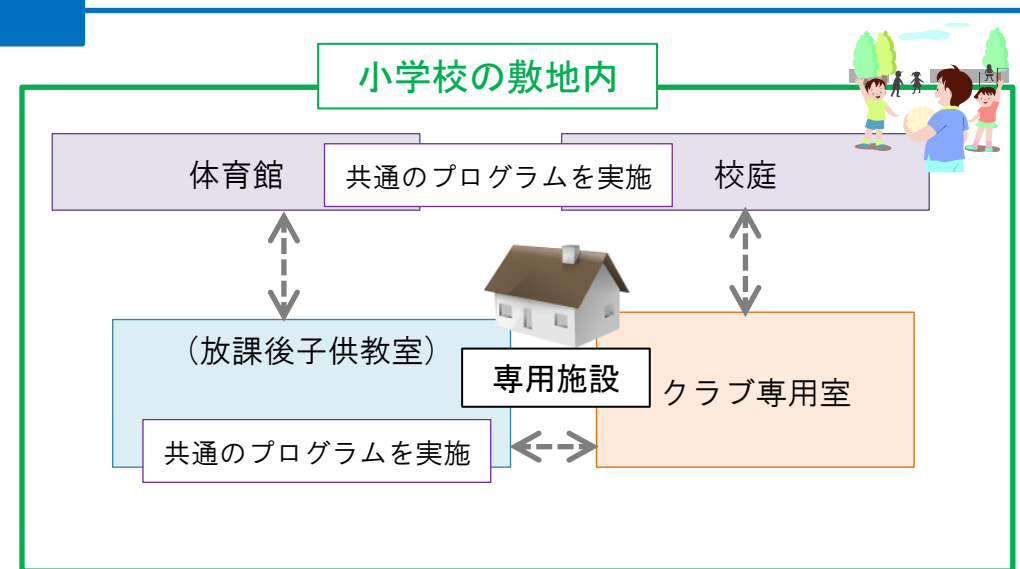
[実施例] (定期開催型) 秋田県北秋田市の事例
富山県立山町の事例



Ⅳ. モデルケース <学校敷地内の専用施設を利用>

- 学校敷地内の専用施設の2部屋以上利用して、1部屋以上を放課後子供教室、1部屋以上を放課後児童クラブの専用室とする。
- 放課後子供教室の活動場所で共通のプログラムを実施。

[実施例] (毎日開催型) 東京都中野区の事例



～ 取組事例 ～
(現時点における整理)

～放課後の自由な遊び場である「BOP」と、放課後に児童の保護・育成を行う「新BOP学童クラブ」を一体的に運営～

概要

世田谷区では、児童の健全育成を図るには、子育て家庭への支援とともに、児童の居場所を確保し、自由な遊びや体験・交流の場や仕組みを充実していく必要があるとの考えから、「BOP」と「学童クラブ」を統合した「新BOP事業」を実施している。

(BOPとは…ポップ=Base Of Playing:遊びの基地)



ポイント

- 児童館や保護者・地域と連携し、校庭・体育館を利用したイベントや映画会等の室内イベントなど、新BOPの参加児童全員が楽しめるような様々なイベントを実施している。
- 1年生から6年生までの児童がひとつのイベントに参加することによって異学年交流を促進するとともに、様々な体験を通して児童の主体性・リーダーシップ等を養っている。
- PTA・学童クラブ保護者・遊び場開放運営委員会・青少年委員等地域関係者・学校・行政が参加する「新BOP連絡協議会」を設置し、円滑な運営と内容の充実を図っている。
- 新BOPは、子ども・若者部児童課と教育委員会事務局生涯学習・地域・学校連携課が共同で運営することで、学校や児童館との連携、地域との交流などを円滑に進めている。

取組の効果

- 児童館で運営していた学童クラブを小学校に移し、余裕教室を活用し新BOPとして運営したことで、定員にとらわれず、全ての児童が放課後、学校内で一緒に遊び、交流することが可能となった。

基礎データ

(平成26年5月1日現在)

	放課後 児童クラブ	放課後 子供教室
活動日数	290日程度	290日程度
実施場所	余裕教室	余裕教室
共通の活動場所	校庭・体育館・特別教室等	

～多彩な講座を開催し、子供たちに豊かな体験を～

概要

放課後児童クラブは小学校内に専用の部屋を確保している。

放課後子供教室は、運動場やプレイルームを一時利用しており、週に6日開催。学習活動や自由遊びに加え、地域で活動する方や専門知識を持っている方に、実行委員会が声をかけ、多彩な「講座」を展開している。



ポイント

- 放課後子供教室と放課後児童クラブとの連携に力を入れており、放課後児童クラブの指導員が放課後子供教室のプログラムを月に一度担当している。
- 講座は、スポーツ活動(ミニバスケット、ドッジボール、卓球等)、文化活動(和太鼓、茶道、将棋、フラダンス、料理等)と多岐にわたる。

取組の効果

- 放課後児童クラブの指導員が講座を担当することで、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室に参加しやすくなっている。
- 多岐にわたる講座が開催されていることによって、人との関わりや異年齢交流を通じ、子供たちはさまざまな経験を得ている。

基礎データ

※H26.3.31現在
(放課後児童クラブ登録児童数についてはH25.4.1現在)

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数	292日	216日
実施場所	専用部屋	運動場 プレイルーム
共通の活動場所	運動場・プレイルーム 等	

～教育委員会による放課後事業の一体的な運用～

概要

放課後児童クラブは小学校の教室を一時利用して専用場所を確保している。

放課後子供教室(子ども教室)は、プログラムに合わせて小学校施設を借りて定期的に(平日と土曜日に1回ずつ)開催している。

放課後子供教室には、放課後児童クラブの児童も希望者のみプログラムに参加できる。



ポイント

- 放課後児童クラブおよび放課後子供教室(子ども教室)の事務局は教育委員会が担っている。
- 放課後子供教室のコーディネーターと放課後児童クラブの指導員の兼務が可能である。両者の情報共有やプログラム実施の経験等、相互での活動に生かしている。
- 放課後児童クラブについて、警備システムを学校と放課後児童クラブの活動範囲で分けて設定しており、放課後児童クラブの施設は指導員が行うことで、教職員の負担にならない体制づくりを行っている。

取組の効果

- 放課後子供教室(子ども教室)に学校と放課後児童クラブが連携していることで、全ての子供が安心して参加できるプログラムが実施されている。
- 学校内で実施しているため、安全・安心な放課後の居場所として保護者からも信頼されている。

基礎データ

H25年度実績(平均数値)

	放課後 児童クラブ	放課後 子供教室
活動日数または講座数	254日	62件
実施場所	余裕教室 低学年図書室	余裕教室、理科室、 音楽室、体育館 等
共通の活動場所	図書室、運動場 等	

※一月の平均登録者数および1日の平均利用者数

～放課後児童クラブと放課後子供教室を同じ学校施設内に～

概要

同じ学校施設内に放課後児童クラブ(余裕教室)と放課後子供教室の活動場所があることにより、放課後子供教室に登録している放課後児童クラブの子供たちにも「学びの時間」、「体験活動等の多様なプログラム」の提供が可能となっている。共通のプログラムの活動場所は、学校の図書館・視聴覚教室、ランチルーム、体育館などとなっており、学校施設を一時利用することで、多様なプログラムを実施している。



ポイント

- 共通のプログラムを実施時には、放課後児童クラブに登録している児童の状況を、地域の人材(民生・児童委員等)が放課後児童クラブの指導員に伝えることで、児童の様子を双方で共有している。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室も同じ学校施設内に活動場所があるため、両者の連携・調整が行いやすい。

取組の効果

- 保護者からは「学校内で活動しているので安心している。放課後子供教室のプログラムはさまざまな経験が出来るので良い」と好評。
- コーディネーターと主任指導員が定期的に打ち合わせを行うことで、児童の様子について情報を共有し、連携して子供を育てることができている。

基礎データ

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数または講座数	289日	85日
実施場所	余裕教室	図書館、視聴覚室、ランチルーム、体育館等
共通の活動場所	図書館、視聴覚室、ランチルーム、体育館 等	

～放課後児童クラブと放課後子供教室のスタッフが 共に体験活動等を企画・運営～

概要

学校の敷地内に保育園と放課後児童クラブの専用施設があり、活動している。放課後児童クラブは、宿題や勉強をする部屋と遊びの部屋を分けて設けている。放課後子供教室は学校の余裕 教室を活用し、週に1回活動をしている。



ポイント

- 両事業のスタッフが放課後子供教室の活動(交流活動)を一緒に企画・運営している。
- 放課後子供教室では、地域の方による、読み聞かせや昔遊びなどを実施し、夏休みには、地域名所巡りや、近隣の市町村のこども館に出向き、その地域の子供たちとの交流活動などを行っている。
- 子育ての経験がある地域の方が事業に協力している。

取組の効果

- 保護者へのアンケートで放課後子供教室の体験活動へ期待するとの回答が90%以上となっている。
- 放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の企画に参加する割合が半数を超えている。

基礎データ

	放課後 児童クラブ	放課後 子供教室
活動日数	290日	40日
実施場所	専用施設 (学校敷地内)	体育館、工作室、 放課後児童クラブ 専用施設 等
共通の活動場所	教室、特別教室、体育館、 放課後児童クラブ専用施設 等	

～安心・安全な学校施設で放課後の学習教室～

概要

放課後子供教室は、小学校の音楽室を活用して、週に3回(火、木、金曜日)、学習教室を行っている。子供たちの学習の習慣づけを目的として、宿題やプリント学習を中心とし、分からないところを気軽に質問できる環境作りを目指している。

放課後児童クラブは、体育館の1階部分(地域交流室)を活用し、放課後児童クラブの専用室を確保している。



ポイント

- 放課後児童クラブに登録している児童を含め、すべての子供に、学習の場を設けている。
- 放課後子どもプラン運営委員会を設置し、両事業の運営について協議している。
- 放課後子供教室を小学校の教育活動とは別の事業として位置づけ、保護者に向けて、周知を進め、責任の所在を明らかにすることにより、学校への負担を解消している。
- 放課後子供教室は、学校の意向が反映されていることもあり、学校からの協力が得やすい環境が整っている。

取組の効果

- 教員OBがスタッフとして事業に関わっており、宿題で分からないところを教えてもらえると子供にとって有意義な場所であるとともに、安心・安全な居場所として、保護者からの評価も高い。
- 放課後子供教室についてのアンケートに、子供たちが楽しんで参加しているとの声が上がっている。

基礎データ

	放課後 児童クラブ	放課後 子供教室
活動日数	290日	115日
実施場所	地域交流室	音楽室
共通の活動場所	音楽室	

～「動」の空間と「静」の空間を分けて 安全・安心な空間を確保～

概要

専用施設の3部屋を使用して、2部屋を放課後子供教室、1部屋を放課後児童クラブの専用室として実施している。

キッズ・プラザについて1部屋は遊びを中心とした「動」の空間、もう1部屋は学習や読書などの「静」の空間として、共通のプログラムを実施。教室は毎日開催している。



ポイント

- 目的に応じて児童が安全に安心して過ごすことができるよう、児童がおしゃべりをしたり、ボードゲームやブロックなどで遊ぶことができる「のびのびルーム」と、読書や宿題ができる「ゆったりルーム」がある。
- 子どもたちの活動場所の把握や安全管理のため、キッズ・プラザを利用する際に、受付で学年ごとに色分けしてあるリストバンドを手首につける。

取組の効果

学童クラブの児童が、同じ小学校内でのびのびとキッズ・プラザのプログラムに参加し、学年を越えて交流できることはもちろん、「のびのびルーム」と「ゆったりルーム」と学童クラブ専用室で活動スペースは分けられており、安全・安心に過ごすことができる。

基礎データ

(平成26年5月1日現在)

	放課後 児童クラブ	放課後 子供教室
活動日数	294日	294日
実施場所	専用施設	専用施設
共通の活動場所	活動室、体育館、校庭、特別教室 等	

札幌市

～児童会館・ミニ児童会館における小学生の放課後の居場所作り～

概要

札幌市では、小学校区ごとに、小学生の放課後の居場所を確保するために、児童会館のほか、ミニ児童会館を少しずつ増やしている。

児童会館・ミニ児童会館とは、遊びを通して健康を増進し情操を豊かにするために設置している施設である。



ポイント

- 児童会館の職員が会議を開催し、活動プログラムを考案するほか、児童クラブの子供や来館児童の意見も取り入れながら、決定している。
- 子供の自主活動グループの育成を目的として、子供の要求にあったクラブ・サークルをつくり活動している。(手芸、工作、一輪車、卓球など。)
- 児童クラブの子供も、来館児童も、児童会館の運営等に参加し、自分たちの意見を反映できる仕組み(「子ども運営委員会」等の設置)を通じて主体的に関わりながら、利用の基本的なルールづくりや各種事業の企画・運営など、さまざまな取り組みを行っている。

取組の効果

- 児童クラブの子供とそうでない子供(来館児童)が一緒になって放課後を過ごすことにより、子供達の校外(放課後)生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して、仲間作りをすすめ、地域における子供の交流をより一層深めることができた。

基礎データ

(平成26年5月1日現在)

	放課後 児童クラブ	放課後 子供教室
活動日数	約290日	約290日
実施場所	クラブ室	プレイルーム
共通の活動場所	プレイルーム・図書室・体育室	